

札幌青春を返せ訴訟一審判決以降の裁判例の動向

判決日付	平成13年6月29日	平成14年8月21日	平成14年10月25日	平成14年10月28日	平成15年3月10日	平成15年5月21日	平成15年5月28日	平成16年5月13日	平成19年2月26日
判決裁判所	札幌地方裁判所	東京地方裁判所	京都地方裁判所	新潟地方裁判所	札幌高等裁判所	大阪高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京地方裁判所
事件名	札幌青春を返せ訴訟	東京青春を返せ訴訟		新潟青春を返せ訴訟	札幌青春控訴審	神戸青春控訴審	東京青春控訴審	新潟青春控訴審	ホームオブハート
号証番号	甲第1号証	甲第4号証	甲第6号証	甲第7号証	甲第2号証	甲第8号証	甲第9号証	甲第10号証	甲第11号証
目的	原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会の再生産という不当な目的(504頁)。	原告らに献金及び無償で物品販売活動をおこなわせること及びそのような行為をする被告の信者を再生産することによって、経済的利益を上げることその目的だったものと推認するのが相当である(165頁)。	被告の信者は、被告の教義の伝道という目的に併せて、勧誘行為の対象者の財産を供出させ、被告において多額の資金を集めることを重要な目的としていたと認められる(100～101頁)。	献身後は献金及び無償での物品販売活動等の経済活動を献身的に行わせ、献身者による伝道活動によってそのような経済活動及び伝道活動する信者を拡大再生産し、経済的利益を上げる(148頁)。		献身者による過大な献金や過酷かつ社会的相当性を逸脱した経済活動ないし労働による経済的利益の確保と、被控訴人に同様の利益をもたらす新たな信者を継続的に獲得するため(35頁)	控訴人のため献金及び無償で物品販売活動等を行わせること及びそのような行為をする控訴人の信者を再生産することによって経済的利益をあげること(8頁)。	勧誘の目的が伝道活動や物品販売活動等の経済活動に従事する献身者を獲得することによって経済的利益をあげること(12頁)	セミナー生の積極財産の全部を被告ホームオブハートに提供させることはもちろんのこと、複数の貸金業者やクレジット業者から借入限度額満額の借入をさせてその全額を被告ホームオブハートに提供させることを、企てていた(48～49頁)。
手段	統一協会が宗教団体であることを秘匿して勧誘することは、その者の信仰の自由に対する重大な脅威と評価すべきものといえる。・宗教教義の伝道に当って、宗教教義であるかどうかを尋ねられてもこれを意図的に否定するというような積極的な欺罔行為を施した上、あたかも特定の宗教上の教義を超えた普遍的真実を流布しているという外形をまとうて伝道するような行為については、許容しがたい不公正な方法である。	その不当な目的を秘匿したまま、先祖の因縁話をしたり、霊界の先祖からの働きかけや自己の罪深さを意識させるなどして不安をあおり、それによって、次の教化プログラムに進ませ、ある程度被告の教義を教え込んだ時点で、被告の教義を知ったものがこれから離れると、より罪が重くなり、死後霊界で低い場所に行くと苦しむとか、先祖の救いの道が断たれ、霊界で先祖に讒訴されるなどと述べ、被告の教義から離脱することを困難な精神状態にしたものと言わなければならない(165頁)	因縁話など困惑・恐怖させるような言動を用いた勧誘行為。これはそれ自体、社会的相当性を逸脱した方法といふべきである(101頁)。宗教性を秘匿しての勧誘行為 宗教性を秘匿して勧誘し、組織的に、被告の教義に救いを求めざるを得なくするよう誘導し、被告の教義に対する信仰を持ったと判断した時点において、それまで学んだことが被告の教義であり、文鮮明がメシヤであるなどと明示、被告への入会を勧め、すでに被告の教義以外に救いはないと信じこみ、	いずれも、原告らの関心事や私的な悩み等を利用して言葉巧みに原告らに近づき、徐々に被告の教義への関心を持たせ、段階を踏んだセミナー(修練会)やトレーニング等に参加させ、統一原理に対する理解を徐々に浸透させ、さらには教義の実践と称して具体的な伝道活動や経済活動に従事させ、その過程で自らが勧誘された過程や、自らが現に行っている活動に多少の疑問を呈するようになって、		このような勧誘・教化の方法は、相手方の自由な意思による判断を妨げる手法を計画的に取ることによって(正体を隠すこと、一つのコースが終わると次のコースを進めるという手法で統一原理を徐々に浸透させ、その間きわめて親切に接し、他者の意見を聞く機会を奪い……)、被控訴人の教義にそれと知らないうちに引き取り込んだあとは、被控訴人から離脱できないような心理状態に追い込んでいくというもので、	その勧誘にあたり、上記の目的を隠し、かつ教義とは関係がない先祖の因縁話や霊界の先祖からの働きかけ等の話をしたり、心理的弱みをついて不安をあおり、ある程度教義を教え込んだ後は、控訴人の教義を知った者がこれから離れると、より罪が重くなり、死後霊界で低い場所に行くと苦しむとか、先祖の救いの道が断たれ、霊界で先祖に讒訴されるなどと述べて、控訴人の教義から離脱することによって経済的利益をあげることにあることを隠し、統一協会の教義創始者が文鮮明であることもホームの生活や献身があることも知らせないまま被控訴人を控訴人の教義に誘いこみ、その後は組織的なセミナー等を通じて、被控訴人を徐々に控訴人の教義から離脱することが困難な精神状態に追い込んでいったものであるから、このような入信勧誘・教化行為は違法と云うべきである。(12頁)	被告ホームオブハートが癒しの商品やサービスを提供する会社であるかのように装って、悩みをかかえている女性に被告倉淵以外の女性スタッフを接近させ、具体的な悩みの内容とその原因、経歴、家族関係その他の個人情報聞き出し、被告倉淵のコンサートなどに参加させた機会に、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用して、前記個人情報をもとに被告倉淵がその者の悩みとその原因、解消法を本人がいかにもそのとおりだと納得して	

判決日付	平成13年6月29日	平成14年8月21日	平成14年10月25日	平成14年10月28日	平成15年3月10日	平成15年5月21日	平成15年5月28日	平成16年5月13日	平成19年2月26日
判決裁判所	札幌地方裁判所	東京地方裁判所	京都地方裁判所	新潟地方裁判所	札幌高等裁判所	大阪高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京地方裁判所
事件名	札幌青春を返せ訴訟	東京青春を返せ訴訟		新潟青春を返せ訴訟	札幌青春控訴審	神戸青春控訴審	東京青春控訴審	新潟青春控訴審	ホームオブハート
号証番号	甲第1号証	甲第4号証	甲第6号証	甲第7号証	甲第2号証	甲第8号証	甲第9号証	甲第10号証	甲第11号証
手段	<p>・被告協会の教義とは本来関係のない手法を駆使し、その教義上からも根拠があると考えられない害悪を告知する等して、欺罔威迫するという不当な勧誘の手段をとっている(498～502頁)。</p>	<p>原告らが、墮落人間であることを意識させられ、救いを求める心情をかき立てられているのを利用して、救いのためには墮落人間である自分が自己の判断で行動することは許されず、アベルの指示に絶対服従しなければならないなどと指導し、その上、原告らの考えや行動をサタンの働きであるとか墮落エバなどと述べ、また、被告に反対する意見をサタンであるなどと述べ、これに耳を傾けさせず、結果として、原告らの自由な意志を阻害している。(165～166頁)</p> <p>・教義からの離脱自体が罪であるという教義を内包している場合には、その教義に深入りすればするほど、教義からの離脱が心理的に困難になるのであるから、その教化の方法には、相手方の信教の自由に対する慎重な配慮が求められるべきであるところ、</p>	<p>その点で自由意思を制約された心理状態の原告らに対し、多額の献金をすることが被告の教えに適うなどとして献金を求めているのである。(101頁)このような勧誘手段は、欺罔的であり、また、組織的、計画的に自由意思を制約することを意図して行われている点で悪質であり、</p> <p>信教の選択の重要性にも照らせば、社会的相当性を逸脱した、極めて不当な方法であると言わざるを得ない。(c)したがって、上記の各手段が併用された、あるいはその一方が用いられた献金の勧誘行為は、違法であるというべきである(102頁)。</p>	<p>信仰をやめることによって自己及び一族全員の現世での救済が得られなくなるといふ心理を持たせることによって統一教会からの離脱を困難にする契機を有するものである(147頁)</p>		<p>本来自由な意思で選択されるべき信仰を詐欺的に植え付け、その恐怖心をもって継続を強いるものと言わざるを得ず、その方法は社会通念上相当な範囲を超えていることは明らかである(38頁)。</p>	<p>そのような勧誘・教化行為は違法であると言わなければならない。(9頁)被控訴人らがそのような害悪の告知によって恐怖心を抱くに至ったのは、因縁話や心理的弱みを突くなどの方法を使用した上記の勧誘・教化行為によるものであって、この事実は、被控訴人らが上記の勧誘・教化行為によって正常な判断力、批判精神を失うに至ったことの証左というべきであり、そのような勧誘・教化行為が違法であることは明らかである(10頁)。</p> <p>前示のような不当な目的があることを隠し、宗教団体の勧誘・教化行為であることを明確に答えなかったり、これを否定したりしたうえ、何ら科学的・合理的根拠のない姓名判断、家系図判断を勧誘の方法として利用することは、社会的相当性を欠くものと言わなければならない。他者の救いや幸福のため宗教の伝道を行うものであれば、</p>	<p>しまうように言い当て、その不安を煽り、困惑させて、このような罠にひっかかる女性の出現を待つことを共謀していたものとみるのが相当である。そして、このようにして罠に引っかかりセミナーに参加するようになった女性に対しては、さらに、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用してマインドコントロールを施し、</p> <p>被告倉淵の言うことを聞かなかつたり、セミナーへの参加をやめたりすると、地獄のような辛い人生を送ることになると信じこませ、猜疑心を持たないようにすべきこと、思考をやめるべきことならびに所持金が底をつくこと及び借金が返せなくなることに對する恐怖感をなくすべきであることという考え方を刷り込み、</p>	

判決日付	平成13年6月29日	平成14年8月21日	平成14年10月25日	平成14年10月28日	平成15年3月10日	平成15年5月21日	平成15年5月28日	平成16年5月13日	平成19年2月26日
判決裁判所	札幌地方裁判所	東京地方裁判所	京都地方裁判所	新潟地方裁判所	札幌高等裁判所	大阪高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京地方裁判所
事件名	札幌青春を返せ訴訟	東京青春を返せ訴訟		新潟青春を返せ訴訟	札幌青春控訴審	神戸青春控訴審	東京青春控訴審	新潟青春控訴審	ホームオブハート
号証番号	甲第1号証	甲第4号証	甲第6号証	甲第7号証	甲第2号証	甲第8号証	甲第9号証	甲第10号証	甲第11号証
手段		<p>そもそも、原告らが、被告の教義に深入りしていくようになったのは、先祖の因縁、霊界の先祖からの働きかけ及び自己の罪の遺伝等について恐怖心をあおられ、次の教化プログラムに進まざるを得ない心境にさせられたからだとい言うべきである。</p> <p>このような非科学的な超自然的な現象についての話は、科学的・論理的な検証が不可能であって、個人差はあっても、これを聞いて漠然とした不安を抱くことになる者がいるのは明らかであり、その上で自分や家族の具体的な事実と結びつけられると、恐怖を感じることは避けられないのであるから、上記のような教義に深入りさせる方法としては、相当性を欠くものといわざるを得ない(170～171頁)。</p>					これを隠すような合理的理由があるとは考えられないところである。(10～11頁)		<p>被告倉淵らの指示するとおり所持金や借入金を被告ホームをハートに支払ってくれる人間に改造していったと見るのが相当である(49頁)。</p> <p>また、このようにマインドコントロールされた状態を維持するために、思考を停止する訓練を継続させ、フィードバックやセラピーにより被告倉淵の言うことが正しいと思ひこませ続けたものと推認するのが相当である。(49頁)</p>

判決日付	平成13年6月29日	平成14年8月21日	平成14年10月25日	平成14年10月28日	平成15年3月10日	平成15年5月21日	平成15年5月28日	平成16年5月13日	平成19年2月26日
判決裁判所	札幌地方裁判所	東京地方裁判所	京都地方裁判所	新潟地方裁判所	札幌高等裁判所	大阪高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京地方裁判所
事件名	札幌青春を返せ訴訟	東京青春を返せ訴訟		新潟青春を返せ訴訟	札幌青春控訴審	神戸青春控訴審	東京青春控訴審	新潟青春控訴審	ホームオブハート
号証番号	甲第1号証	甲第4号証	甲第6号証	甲第7号証	甲第2号証	甲第8号証	甲第9号証	甲第10号証	甲第11号証
結果	原告らの信仰の自由や財産権等を侵害するおそれのある行為(504頁)	原告らの自由意思を阻害しているものといわざるを得ず、原告らの信教の自由を侵害する違法の行為(148頁)。		原告らの自由意思を阻害したものと云わざるを得ず、原告らの信教の自由や婚姻の自由を侵害する違法の行為(148頁)。					
個々の承諾の効力	献金は、その金額の多寡に関わりなく、もともと被告教会の教義の名の下での当初から予定された経済的な収奪目的に従って徴したもので、原告らの出捐の時期態様からみて、協会員からの陰に陽にの徳憑に基づくものと推認されるから、それらを出捐させてこれを収受する行為も、違法性を帯びるものと言わなければならない(504～505頁)。		被告入会前における原告らに対する商品購入の勧誘行為・原告らの中には、被告への入会前に、被告の信者から特段困惑・畏怖させるような話をされることなく、自らの自由な意志により、商品を購入したと評価されるものが認められるが、このような場合、商品購入の勧誘行為自体は、それが組織的、計画的に、被告への入会ないし献金の勧誘行為目的を秘してしてなされていたとしても、未だ社会的相当性を逸脱した違法な行為ということとはできない(103頁)	また献金(ビデオセンターの受講料やセミナー等の参加費を含む。)や印鑑等の購入についても、個別적으로見れば、いわゆる因縁トークといわれるものも行われているが、いずれの献金等や購入についても、被告による違法な勧誘・教化行為が大前提となっているのであるから、被告が当該違法行為によって、原告らの財産権を侵害したと評価することができる(149頁)	「(勧誘は上記の方法によって行われ)、単に宗教的な伝道であることだけでなく、宗教教義に関する伝道ではないか等と尋ねられてもこれを否定したり巧妙に答えをはぐらかしたりし、その一方で親族等に話しをしないように言葉巧みに指導するなどして被勧誘者と外部との接触を困難にさせ、正常な判断ができない状況を作成して、教義に傾倒させ、これを断ち切りがたい状態にまで強めさせようとするものであって、		被控訴人らは、控訴人の教義により、自分は墮落した人間であって、自分の考えや行動はサタンの働きであるとか、墮落エバの行為であるなどとして否定され、救いのためには自己の判断では行動してはならず、アベルの指示に従わなければならないと教えられた上、この教義を断ち切ることができない状態にあつて、正常な判断力を失っていたものであるから、被控訴人らに個々の場面で外形的には承諾を与えたような行為があつたとしても、これを以て自由な意志に基づく行為であるということとはできないものである(113頁)。		

判決日付	平成13年6月29日	平成14年8月21日	平成14年10月25日	平成14年10月28日	平成15年3月10日	平成15年5月21日	平成15年5月28日	平成16年5月13日	平成19年2月26日
判決裁判所	札幌地方裁判所	東京地方裁判所	京都地方裁判所	新潟地方裁判所	札幌高等裁判所	大阪高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京地方裁判所
事件名	札幌青春を返せ訴訟	東京青春を返せ訴訟		新潟青春を返せ訴訟	札幌青春控訴審	神戸青春控訴審	東京青春控訴審	新潟青春控訴審	ホームオブハート
号証番号	甲第1号証	甲第4号証	甲第6号証	甲第7号証	甲第2号証	甲第8号証	甲第9号証	甲第10号証	甲第11号証
個々の承諾の効力			<p>・被告入会後における原告らに対する商品購入の勧誘行為・被告の万物復帰の教えに基づき、ハッピーワールド関連会社の商品を購入すれば、救いにつながりしあわせになれるなどと述べて商品購入を勧誘しており、すでに被告の教義によるほか救いはないと信じこみ、その点で自由意思を制約された心理状態にある原告らに、その財産状態に比較して高額の商品を購入させているのであり、これは、献金の違法行為について検討したのと同様、社会的相当性を逸脱した違法な行為であると言わざるを得ない。</p>		<p>このような方法による勧誘を受けたものが外形的には個々の行為に承諾を与えたようなことがあっても、それは自由な意志決定を妨げられた結果に過ぎず・・・」(同判決20頁)・また、被控訴人らが献金等の出損をしたのは、先に見たとおり、自由な意思決定を妨げられた結果であり、これによって財産を収受することが正当化される根拠はない(22頁)</p>				